
株式取扱規程

ポールトゥウィンホールディングス株式会社

第1章 総 則

第1条 (目 的)

当会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は株主が振替口座を開設している証券会社、銀行又は信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づき本規程の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条 (株主名簿への記録)

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条 (株主名簿記載事項等に係る届出)

株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当会社の定める書式により株主名簿管理人宛てに届出るものとする。

第5条 (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて

届出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

第6条 (法人株主等の代表者)

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条 (共有株主の代表者)

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第8条 (法定代理人)

株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

第9条 (機構経由の確認方法)

当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

第10条 (株主確認)

株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当会社に対する株主又は次項に定める代理人からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主又は代理人本人からの請求等とみなし、証明資料等又は次項に定める当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものは要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
3. 代理人により請求等をする場合は、株主が署名又は記名押印した委任状及び当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
4. 前項に定める代理人は、自己が受任者であることを証するものを添付するものとする。ただし、証券会社等又は機構を通じて請求等がなされた場合には、当会社が必要と認める場合を除き、自己が受任者であることを証するものの添付を要しない。

第4章 株主権行使の手続き

第11条 (書面交付請求及び異議申述)

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第12条 （少数株主権等）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使する場合は、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

第13条 （単元未満株式の買取請求の方法）

単元未満株式の買取請求をする場合は、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

第14条 （買取価格の決定）

前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がない場合又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額を、買取価格とする。

第15条 （買取代金の支払い）

当会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

第16条 （買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は前条による買取代金の支払い又は支払手続きを完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 特別口座の特例

第17条 （特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 総株主通知等の請求

第18条 （当会社による総株主通知の請求）

当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- (1) 当社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき
- (2) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき
- (3) 当社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき

第19条 （当社による情報提供請求権の行使）

当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等又は機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

- (1) 株主等の同意があるとき
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき
- (4) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
- (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当社が認知したとき

第7章 手数料

第20条 （手数料）

本規程に基づく当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

第8章 その他

第21条 （改 廃）

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

本規程は、2009年2月2日より施行する。

改定 2011年7月13日

改定 2011年10月26日

改定 2021年11月22日

改定 2022年7月1日

改定 2022年8月19日